

関宿藩剣術士鏡心流 荒尾光政伝記について

中村正己

はじめに

昨年のNHK大河ドラマ「宮本武蔵」は、江戸期前期の剣客者で二天一流兵法の祖並びに画人として広く知られている人である。武蔵は、自己の兵法論の總纏めとして「五輪書」を著し、剣術のみならず広く学問、諸芸に志を立てた人でもあった。

関宿藩の武芸に関する史料として私の手元に「一伝流柔目録」がある。内容は口伝として「當一段」より「鎧武者組」までの三十三の秘伝書をはじめとし、歌首「身の手のくらいを深く習うべし、とめ手どどまる事のはしきさ」他十一首が收められ、末尾には浅山一傳門弟として小嶋仁左右衛門、仲村九兵衛、中井茂右衛門、小野里新兵衛、中里七左右衛門、浅山傳次武術士の名が記された起請文が記述されている。この起請文は元禄五年（一六九二）八月吉祥日に発給者「有光 花押」が逆井八右衛門に宛たものである。（所蔵者 茨城県猿島郡境町山崎 逆井常利氏）

一方、境町井草香取神社境内地には、浅山家に関する正徳元年（一七一二）十二月四日と刻む墓石が立つ。墓石は、「月光院殿即応大居士 覚靈 月劔縣住平氏山口五兵衛有光、号浅山傳次」と記されているものである。

一伝流の流儀は、浅山一伝斎重晨を祖とし補手、居合、剣術、鎌、棒、小具足を主としたものである。後に寛永期頃には浅山一伝一存（一六〇九）—（一六八七）が無一剣、無二剣、無無上剣の居合を中心とした伝書を残している。重晨と一存のことについては分からぬ。前述の「一伝流柔目録」に記されている門人は重晨の門人である。

今回、新たに「鏡心流元祖 荒尾先生傳全」（国会図書館蔵）について史料紹介を兼て菩提寺（境町新吉町 吉祥院）の「墓碑」について読み下しを付けた。

本書は、明治二十八年（一八九五）九月三十日同門の新治吉太郎によつて筆を執られ、翌年の一月七日、荒尾光政の長男鐸也が境町二百十番地の居で発行された書である。



荒尾光政肖像画
(「鏡心流元祖荒尾先生傳全」所収)

鏡心流元祖 荒尾先生傳全について

第一章 家系之事

少壯ノ際ニ當テハ千葉桃井ノ門ヲ叩キ、剣客トシテ勇名ヲ當時ニ振ヒ、明治維新ノ交ニ於テハ、関宿藩勤王派ノ周旋方トシテ京洛ニ出入シ、或時ハ藩政ニ參シ、或時ハ君侯ノ師範トナリ廢藩ノ後、再斯ノ道ニ從事シ、老イテ益健ニ鑿鍊トシテ後進ヲ獎導シ、名聲閥左ニ鳴ルモノハ、夫レ我ガ恩師荒尾先生也。先生ノ遠祖ハ本国相模生國下總古河ノ人ニシテ、荒尾四郎右エ門ト云

フ（其墓今尚古河本成寺ニアリ）。後故アリテ大坪氏ヲ称ス。寛永ノ頃、久右エ門ト云フモノ、戸田山城守様御肝煎関宿藩老龜井清左衛門（今ノ久世家ノ家令ノ遠祖）ノ取次ヲ以テ、藩祖久世大和守廣之公ニ仕へ、禄二百石ヲ賜ハリ物頭トナル。後代々久右衛門ト称ス。第六世正邦御家老トナル。即先生ノ父ナリ。能書ヲ以テ藩ニ聞ユ。筆蹟今尚存スルモノアリ。流麗見ルベシ。先生ノ母ハ同藩大野氏、名ハか祢子、先生ハ其次男ナリ。天保三年十月十二日江戸箱崎ノ邸ニ生ル。幼名ハ次郎ト云ヒ、後肅ト改ム、諱ハ光政、抑傍軒ト号ス。父正邦四十五歳ヲ以テ没ス。先生時ニ年僅ニ二歳ナリ。先生是ヨリ、母ト兄トノ鞠育スル所トナル兄名ハ省助、諱ハ正功ト云フ。廢藩ノ後、仕ヘテ東京府大属トナル。先生幼ヨリ槍剣ノ道ニ秀テ、後終ニ藩主久世大和守廣周公ノ識抜ヲ蒙リ。安政四年春正月、扈從役ニ召出サン。新知百石ヲ賜ハリ、荒尾次郎ト称ス。遠祖ノ姓ヲ復興セシナリ。先生二十八歳ニシテ、古河藩警御匙頭河口祐卿ノ長女満喜子ヲ娶ル。満喜子明治二十六年六月没ス。享年六十。長男鐸也、明治三年四月ヲ以テ生ル。剣道ヲ父ニ受ケ、少壯ノ剣客トシテ令聞アリ。人ヲシテ刮目シテ其大成ヲ侍タシム方今西葛飾猿島郡役所吏員タリ。次男次郎明治七年七月ヲ以テ生ル。同シク剣道ヲ父ニ学ブ。大太刀早拔絶倫ノ質アリシモ、惜イカナ天年ヲコノ人ニ貸サズ、明治二十三年十一月、十七歳ニシテ、病テ没ス。三男虎次郎、明治十一年十一月ヲ以テ生ル。今尚家ニ在リ。長女よね子、文久三年九月ヲ以テ生ル。結城町鈴木歌吉ニ嫁ス。次女かね子、明治四年十一月ヲ以テ生ル。東京府八王子町大川多喜藏ニ嫁ス。琴瑟共ニ偕フ。

荒尾光政の遠祖は、下総国古河の人で四郎左衛門と云う。事情があつて後に大坪氏を称する。次祖久右エ門は、関宿藩龜井清左衛門の取次役を以て当藩主久世広之に仕え、禄高二百石を賜う。後代々久右衛門と襲名し、第六代目正邦は、関宿藩奥家老を勤める。母は同藩の大野氏で名は、か祢子と呼ぶ。光政は、父正邦、母か祢子の次男として天保三年（一八三三）十月十二日関宿藩上屋敷の江戸箱崎邸で生まれる。幼名は次郎、後に肅と改名。諱は光政、抑傍軒と号し、父は天保五年に四五歳で没する。

光政は、幼少より槍剣の道に秀れ、安政四年（一八五七）藩主久世広周よ

り小姓役に抜擢され、新知百石を賜わり荒尾次郎と称する。万延元年（一八六〇）古河藩医河口信任の長女満喜子と婚姻。妻満喜子は、明治二六年（一八九三）六月、享年六〇歳で没する。

明治三年（一八七〇）四月生まれの長男鐸也は、西葛飾郡役所に事務吏員として勤務。次男の次郎は、明治二三年（一八九〇）十一月に一七歳にして没する。兄弟共剣術の道は父に学び、父同様優れた技量であった。荒尾家には三男虎次郎の他、長女よね子は、結城町（茨城県結城市）鈴木歌吉と婚姻。そして次女のかね子は東京八王子町の大川多喜藏に嫁ぐ。

第二章 幼年、時代ノ文武修業ノ事

先生不幸ニシテ幼孩ノ身ヲ以テ父ヲ喪ヒ、母氏及ビ兄省助君ノ嚴格ナル教育ヲ受ク。当時の教育法タル今日ノ放縱拘スル所ナキガ如クナラズ。士族社会ハ、一般平民社会ト其差異甚シク、殊に厳重ナル規定ヲ存シ、受クベキノ教育ハ、必受ケザルヲ得ザリシナリ。当時関宿藩ノ学館ハ教倫館ト称龜田鷲谷（鵬齊ノ孫ニシテ綾瀬ノ嗣子）ノ管理スル所に係リ、先生の叔父成石修輔、及ヒ玉井圭三等其頭取タリキ。学制ハ七歳ヨリ入学スルノ法ニシテ、五ツヨリ四ツマデヲ課業ノ時間トシ、時ヲ以テ試験ヲ施行シ、十歳ニシテ四書ノ素読ヲ終フルモノニハ、金三百疋ヲ賞与シ十五歳ニシテ五経ヲ終フルモノニハ、又三百疋ヲ賞与スル等、其獎励督責ノ法、井然確定セリ。先生定規ノ年齢ヨリ十七歳マデ、此間ニ薰陶セラレシヲ以テ他ノ剣客ノ、往々姓名ヲモ記シ得ザルガ如クナラズ。文学に通シ筆跡ヲ能クシ、他日藩政ニ參スルノ素地ハ、実ニ此時ニナセルモノナリ。先生畢生ノ特技タル剣道ハ其九歳ノ時ヨリ、同藩心流ノ師範タル荒木又八翁ニ従ヒテコレヲ学ブ。翁ノ剣道ニ於ケル甚巧慧ナラザリシモ、唯勉強刻苦憤励維レ事トシテ、以テ終ニ師範タルニ至リシナリ、故ニ後進ヲ教フルニ、尤モ嚴酷少モ仮借スル所ナク、鞭叱交加ハルノ風アリキト云フ。先生此ノ間ニ教養セラレ、且忍ビ且耐ヘ、曾テ屈撓スルコトナク、其技益々進ミ年甫メテ十四ニシテ、心流ノ歌ノ巻ヲ愛ク、此幼年ニシテ、此許シヲ受ケシハ、實ニ異數ノ事ナリシトゾ。而當時同藩剣道ノ風タル、大ニ今日ニ異ナリ、小手ハ今日ノモノヨリモ短ク、竹刀ハ革袋ニ、数多ノ割リ竹ヲ入レタル、袋竹刀ト称スルモノニシテ、皆原料ヲ藩役人ニ請ヒ、自ラコレ

ヲ製スルナリ。今日ノ悉皆買入レテ用井ルガ如クナラズ。修業ノ風モ亦異ニシテ、打合ハ甚少ク、形ヲ修練スルコトヲ重ナル務トセリ。藁ニテ幅九尺長三間ノ厚キ筵ノ如キモノヲ製シ置キ、コノ上ニテ練習シ、終レバ巻イテ之ヲ藏ム。之ヲネコダト名ツク。寒稽古ハ十一月十五日ヨリ、十一月十五日マテ、

毎朝未明ニ起キ握飯ヲ裹ミテ稽古場ニ趣ク、稽古場ニハ篝火ヲ燒キテ僅ニ暖ヲ取ル。稽古ハ六ツニ始マリ、五ツニ終ル。最モ面ヲ打ヲ目的トトシテ多クコレヲ練習セシメラル。先生が他年面ヲ打ツノ大得意ナルハ、此教養ニ基セシモノカ。而五ツヨリ四ツニ至ルノ間ハ、学館ニ行キ、四ツヨリ九ツニ至ルノ間ハ、弓馬ノ稽古ヲナスノ時トス。古人ノ、其修ムル所ノ技芸ニ力ヲ尽セシコト、想ヒ見ルベシ。

当時閔宿藩ノ剣法タル、励精刻苦此ノ如シトイヘモ、所謂古流ナレバ太平ノ時代ノ剣法ニシテ、打合少ク、実用ヲ去ルコト甚遠シ。故ニ古河其他ノ隣藩ヨリ、来リテ藩士ト技ヲ角スルモノアルコトニ藩士常ニ敗ヲ取ル、他藩ハ早ク古流ヲ廢シテ長新流ヲ容レ長竹刀ヲ以テ打合ヲ事トス。之レ閔宿藩士ノ常ニ他藩士ニ壓セラレシ所以ナリ。先生年尚幼ナリシトイヘモ、其の勝負ヲ見ル毎ニ、閔藩ノ為ニ切歛扼腕セサルコトナク、逐ニ大ニ感慎シテ自藩ノ古流ヲ改正シ、新流ノ長ヲ採用シ、大ニ他藩ヲ壓セントノ一大念願ヲ、心裏ニ画キ出シ、是ヨリ日夜心ヲ斯道ノ為ニ碎キ、終ニ大名ヲ四方ニ馳スルニ至ル。其端緒ハ唯此一心ニアリシト云フ。

光政、幼年時代の文武修業は、一七歳まで閔宿藩の藩校教倫館で藁陶を受け、剣術は、九歳より、同藩心流師範の荒木又八に始めて学ぶ。当時「小手」は、今日のものより短く、「竹刀」は、割竹を数多く革袋に入れ「袋竹刀」と称した。これらは藩役人が自ら創り、これを用いた。稽古は、打合は甚だ少なく藁で幅九尺、長さ三間の厚手の筵をつくり、稽古後は巻いてこれを格納する。この作法を「ネコダ」と呼んだ。

寒稽古は、毎年十一月十五日より十二月十五日までの明六ツ（前七時）に始まり、暮五ツ（後八時）に終わる。稽古に赴くときは毎朝「握り飯」を包み、稽古場は、篝火が焚かれ暖がとられている。

当時閔宿藩の剣法は、古流で打合い少なく、隣藩の剣法と比して劣位に置

かれていた。他藩では、早くから古流を廃し、「長竹刀」を採用する新流に改められていた。光政も、諸藩同様に流儀を改めることを一大念願とし日夜稽古に努めた。

第三章 江戸ニ出テ武芸ヲ講習セシ事

先生ノ在国八十七歳マデニシテ、其十八歳ノ時ニハ、江戸ニ出テ、時ノ君侯久世大和守広周公ノ供方ヲ仰セ付ケラレテ、藩邸ニアリ。此時先生始メテ當時有名ノ剣客桜井春蔵ニ隨身ス（嘉永六年五月五日）桜井先生ノ養父モ亦有名ノ剣客ナリ春蔵先生ハ、元水野出羽守（沼津侯）ノ家臣ニシテ、其門人ナリシガ、櫛デラレテ、逐ニ養子トナリ、名聲天下ニ赫々タルノ劍士タルニ至レリ。後終ニ二百儀ノ知行ヲ以テ、幕府ニ登用セラレ、講武町ノ教官トナレリ。先生ノ桃井ノ門ニ入ルヤ、年尚壯ニ、且俊秀ノ質ヲ以テシ、加フルニ古流ヲ改正シ、他藩ヲ壓倒セントノ氣概ヲ以テセシカバ、桃井ノ殊遇ヲ受ケ、其業駿々トシテ進歩ス。安政三年十月九日、主人大和守、先生ノ進歩ヲ聞キ、新流ノ使ヒ口ヲ見ントシテ、大名小路ナル、老中屋敷ノ庭前ニ召シ、君側ナル古流ノ諸先輩ト試合ヲ命ゼラレル。先生、年来鍛錬セシ新流ノ長技ヲ示スハ、唯此時ニアリト、縱横自在ニ切ッテ廻り、君側ニ伺候セル浅山一傳流ノ老先生輩ニ、何ノ苦モナク打チ勝テリ。大和守大ニ先生ノ進歩ヲ実シ、物ヲ給ヒ新流ノ長技ヲサトリ、コレヲ藩中ニ弘メントス。時ニ新流ノ劍士ニ二大冢アリ、千葉ト云ヒ、桃井ト云フ。名聲共ニ高ク、何レヲ聘セントモ決セズ。側用人浅井傳八郎（先生ノ親戚）、同木下此右衛門両人ヲ千葉及桃井ニ遣シテ、稽古ノ風ヲ視察セシムルニ、千葉ノ風活発ニシテ、大ニ両人ノ注意ヲ惹キシヲ以テ終ニ、千葉栄次郎先生ヲ聘用ス。栄次郎先生ハ有名ノ劍士千葉周作先生ノ次男ナリ。幼ヨリ乃父ノ教練ヲ受ケ、神秀ノ技、空前絶後ト称ス。二十三歳ノ時、水戸藩ニ至リ、水府流ノ諸老輩ヲ服シテ、北辰一刀流トナス。以テ其非凡ノ質ヲ窺フベシ。千葉先生ノ聘用セラルルヤ、先生亦從テ其薰陶ヲ受ク。時ニ先生年二十三ノ壯年血氣ナルヲ以テ、其技術ノ進歩、朝旭ノ東天ニ昇ルノ勢アリシト云フ。此時君侯は御老中トシテ大名小路、御役邸ニアリ。場ヲ新ニ稽古場ヲ開キテ、大ニ斯道ヲ奨励シ、栄次郎先生ノ弟三千三郎、多門四郎等、皆來リテ交々教授ニ従事シ、一藩為ニ風靡ス。先生ハ新流ヲ、閔

宿藩ニ入ルコトノ鄉導者タリ先覺者タリ故ニ大ニ君侯ノ知遇ト、千葉先生ノ特待トヲ、受クルヲ得タリ。

後君侯ハ、御老中ヲ寵メラレ、先生モ亦安政五年十二月二十二日関宿ニカヘレンガ、万延元年十一月、君侯ノ再ビ拳ゲラレテ御老中トナルヤ、桜井ノ変後ナルヲ以テ、諸侯大ニ警戒スル所アリ。武術熟練壯年血氣ノ士ヲ拳ケテ輿側ヲ守護セシム。先生亦其撰ヲ蒙リ、再供方御道具番トナリ、御槍守護ヲ命ゼラレ、西丸下ノ藩邸（役屋敷）ニ在勤ス。時ニ年二十九。文久二年正月十五日。先生、久世侯式日登城ノ警固トシテ、坂下門ヲ入ルノ一瞬浪士數人、安藤対馬守ノ輿側ヲ斬ル。衛士剣ヲ抜イテ之ト戰フ。剣光朝日ニ映シテ閃閃タリ。忽チニシテ浪士ノ輿ヲ困ムヲ見ル。安藤侯ハ剣ヲ抜イテ輿中ヨリ躍り出ツ。一浪士長刀ヲ真向ニ振リ翳シ、アワヤ一打ト見ル下ヲ潛リテ、侯ハ坂下門内ニ入ル。久世侯、薬籠ヲ開キテ藥ヲ贈ル。候ノ背ヲ見レバ、流血琳凜タリ。蓋輿中ニアリテ突カレシモノカ。此一刹那、門外ニハ時ナラス紅葉ヲ散シ累々トシテ數屍ノ横ハリシヲ見ル。既ニシテ安藤侯ハ、藩邸ヨリ迎ヒノ輿ニ乗ジテ去ル。此鬪争タル実ニ瞬息ノ間ノ事タルニ過キズ。然リトイヘモ剣戟ノ事ハ、先生ノ常ニ職トシテ修習スル所タリ。豈輕々シク之ヲ看過スルモノナランヤ。他ハコレ畏怖錯愕ノ際タルモ、先生ニアリテハ容易ニ逢ヒガタキノ境遇タリ。一擊一突ノ眼睛ニ入ルモノ、熟視靜觀シテ為メニ大ニ悟ル所アリ。先生ノ研究、歩武ヲ進ムル事、又一段ナリキト云フ。此頃ニ当リテ、水戸藩ト幕府トハ、大ニ睽離ノ状ヲ呈シタリ。然ルニ千葉栄次郎先生ハ、水戸老公ノ寵ヲ蒙ムリ、其祿ヲ食ミ、其輿側ヲ警固スル等、關係尋常ナラザリケレバ、久世侯ハ身幕府老中ノ列ニアリナガラ、千葉氏ヲ延イテ、藩内ニ教授セシムルハ、憚ル所ナキ能ハズ即チ千葉氏ノ出入ヲ辭シテ、桃井春蔵先生ヲ藩ニ聘ス。先生ハ元ヨリ桃井氏ノ薰陶ヲモ受ケ技術精鍊ナルノ故ヲ以テ、常ニ教授ノ世話方タリ。先生ハ、カク千葉、桃井両氏ニ從学セシガ、両氏ノ風半甚相違セリトイウ。桃井ハ容姿ヲ謹ミ、態度ヲ粧ヒ、衣服大小肩衣等ヲ始メ、稽古道具、其他万般ノモノ、皆入念ノ品幾通リトナク所持シテ交々コレヲ使用シ、歩行ニハ門生ヲシテ、前後左右ヲ護セシム。稽古ノ時ノ如キモ、唯打込ム大刀ヲ一々受ケテ、少シモ當テシメス。前後ニ掛ケ引キスルノミ。家モ亦富有ナリシト云フ。千葉先生ハコレニ反シ大小モ榜モ道具モ、常

ニ一樣ニシテ、意容姿態度共ニ意ニ介セズ。洒々落々タルノ風アリ教授ノ際モ打チツツ打タレツ、前後左右ニ身ヲ変ハシ、或ハツリ出シ或ハ引き出し愉悦々快々ノ間ニ、其技ヲ鍛熟セシムルノ風アリ。先生ハ両氏ノ長所ヲ学ビシトイヘモ、教授ノ風ハ専ラ千葉氏ヲ学ビシモノノ如シ。千葉ノ寒稽古ハ、又関宿藩ノ稽古ニ異ナリ、八間ト称スル�行燈ヲ縋吊シ、朝七ツヨリ、打込ミト称スル稽古ヲナス。則受大刀ノモノヲ定メテ、面ヲ目掛けケテ表ヨリ二ツ、裏ヨリ一ツツ、大業ニ早業ニ打ツ。コレ其身体腕力ヲナラスモノナリ。コノ業ヲナス、大口五ツ即人顔見得ルマデニ及ブ。ソレヨリ以後ハ試合ヲナスナリ。今日ノ試合ヲノミ事トシテ。身体ノ熟練ヲ務メザルトハ大ニ異ナレリ。在京中先生ノ兄事シ、且常ニ親シク交遊セシハ桃井ノ門ニテハ、分家細川ノ藩士上田馬之介、中川ノ藩士村上敬三、分家細川ノ家臣西市太郎、中川ノ藩士土居七之助等ニシテ、千葉ノ門ニテハ、中川ノ藩士小島鹿太郎、同西山熊次郎、信州諏訪ノ郷土稻垣定之助、幕府ノ徒士井上八郎、水戸ノ抱ヘトナリシ庄司弁吉、同川岸勇之助等ナリキ。先生三十二歳ノ頃ナリキ。自憶フニ、他人ト技ヲ角スルニ、如何ナル早技ノ人ニ対スルモ、常ニ対等ノ勝負ヲナスルニ難カラズ。然レモ衆ニ超ユル一等、他ラシテ相及ハシメサルハ難シ我技ノ上達スル事、早是マデナラント則意ヲ桃井先生ニ告グ。桃井先生莞爾トシテ曰ク、「夫レ或は。然ラン然リトイヘモ、三十以前ハ唯身體ノ練習ニ止マリテ、末心法ノ研究ニ及ハズ。身體ノ練習ハ、何人トイヘモ、殆際限アルモノナリ、故ニ他ニ超ユル能ハズ三十以後ハ、心法ノ研究ナレバ、他ノ機ヲ察シ心ヲ視ル等、益高尚ノ位置ニ登リ、以テ超凡ノ技ニ至ルヲ得。今日マデハ即チ末堂ニ入ラザルモノノミ。将来尚心法ノ工夫一番ヲ要ス。」ト先生大ニ其言ニ感服シ再日培月励以テ今日アルヲ致セリトゾ先生ノ江戸ヲ去リテ國ニカヘラントスルヤ、桃井先生、之ニ允可（目録ノ上免許ノ下）ヲ授ケントス。先生曰ク「自計ルニ、我技ハ末斯クノ如キ域ニ達セズ。今ニシテコレヲ受ケバ、却テ恩師ノ名ヲ汚サン事アルヲ恐ル」ト辞シテ受ケズ藩侯モ亦一藩ノ名譽ナリトシテ、コレヲ受ケン事ヲ勧ム。先生固辞シテ終ニニ受ケズ。何自視ルコトノ謙ニシテ師ヲ尊ブコトノ至レルヤ予ハ先生ガ畢生ノ美德トシテ、之ヲ世ニ傳へント欲スルナリ。

先生三十三ニシテ、再関宿ニ帰ル。コレヨリ世ハ幕末多事ノ世トナリケ

レバ、先生モ亦一身ヲ其間ニ投シテ、東西相奔馳セリ。其詳ナル事ハ次章ニ述べシ

藩の小姓役光政は、嘉永三年（一八五〇）五月五日出府。この時始めて鏡

新明智流江戸屈指の名剣士桃井春蔵に隨從する。名剣士は、幕末の頃切米二百俵の扶持米を以て幕府に登用され、後に講武所（大坂市中央区玉造）の教授となる。桃井の門人となつた光政は、古流を新流に改め、安政三年（一八五六）十月九日、浅山一傳流の指南役に打ち勝ち、藩主久世広周はこの進歩に驚きを示し、側用人浅井傳八郎、木下此右衛門を八丁堀の土学館桃井道場並びに北辰一刀流の千葉周作の次男栄次郎道場、日本橋品川の玄武館に稽古の視察を命じる。後に光政二歳の時藩は玄武館の実力者千葉栄次郎教授を招請し、新たに久世上屋敷に稽古場を設け、教授の弟光三郎、多門四郎と共に北辰一刀流の流派を奨励し薰陶にあたらせた。

老中広周の罷免と共に、光政も安政五年（一八五八）関宿へ罷帰。万延元年（一八六〇）再び広周老中職に就く也、桜田門ノ変起り、光政は小姓方道具番として槍守護を命じられ久世下屋敷に在勤となる。

文久二年（一八六二）正月十五日、光政は久世広周登城の警護として江戸城坂下門に入門する寸前老中安藤信正の刺客襲撃事件に水戸浪士と共に加わる（坂下門の事変）

この頃、幕閣との対立を深めている水戸藩は、千葉栄次郎教授との関係を保ち。一方幕府老中職にある関宿藩は千葉氏との出入り辞して、鏡新明智流の桃井春蔵を教授として登用する。桃井氏は、家も富裕で常に容姿、態度共厳格な人柄で衣服や稽古道具も入念に取り揃いて所持している。歩行の時は、門生を前後左右に護衛し、稽古の時は大刀を打ち込み当てて前後に掛け引くのみであった。

これに反して、千葉氏は容姿態度共洒々落々たる人であり、打ち打たれても前後左右に身を交わし、或いはつり出し、引出し其の技は上手であった。寒稽古は、関宿藩と異なり八間と称する大行燈を吊し、朝七時より暮五時までの打ち込み稽古。即ち受け大刀のものを定めて、面をめがけて表より一ツ、裏より一ツ、大業と早業に打ち込みをおこなうものであった。

光政は、両氏の長所を学びつつも、専ら千葉氏の長所を学ぶところが多かつた。三十二歳に達した頃、常に早業の剣士との試合では対等の勝負を続け、桃井氏はその上達に感服し、自ら目録並びに免許を授ける。三十三歳を以つて再び帰藩する。

第四章 幕末時代

嘉永六年六月三日、米艦一発ノ号砲ニ、徳川幕府三百年來ノ睡夢ヲ攪破セラレテヨリ、世ハ茹滅ト打チ乱レ、暗雲急雨六十餘州ヲ、動搖界ノ中ニ拗擲シ、紛々擾々相続ク事年又年、鉄馬晨ニ原頭ニ嘶壯士秋水ヲ月夜ニ磨キ、人ヲシテ其底止スル所ヲ知ラザラシム。此時ニ當リテハ、天下ノ各藩、佐幕勤王ノ二派ニ分レ、或ハ一藩ノ内亦二派ヲ生シ、内訌ニ紛争ヲ極メシ事、比々皆然リ、関宿藩ノ如キモ亦佐幕派トシテ、客分タル奥原秀之助、家老木村正右衛門、同丹羽十郎右エ門ノ諸氏、主君久世兼吉公ヲ奉シ、卍字隊ト号シ、其勢二百余入ヲ牽井テ、上野寛永寺ニ入り、彰義隊ト共ニ、祖宗以来三百年ノ恩顧ニ報ユルニ、一片ノ義氣ト、満腔ノ熱血ヲ以テセントス。戰破レテ奥原及丹羽ノ諸氏ハ、上野ニ戰死シ、久世候以下主従、谷中門ヨリ脱スルノ事アリ。一方ニハ大儀名分ノ何物タルヲ説キ、一般ノ存亡ト、天下ノ趨勢トヲ視ルノ勤王派アリ。家老龜井清左エ門（今ノ家令）、用人杉本市郎右エ門、同浅井多内等、コレが主領タリ。先生元来勤王ノ志ト、慷慨ノ氣トヲ素養セルヲ以テ、憤然起チテ勤王派ニ属シ、舌鋒ニ繼クニ劍戟ト銃槍トヲ以テスルノ間ニ、日夜東奔西走シテ、終ニ其志ヲ徹底シ、家老龜井氏ニ從ヒ、明治元年辰ノ二月二日、江戸箱崎ノ藩邸ヲ發シテ、京都ニ向フ。二月十日、伏見ニ至レバ、東征ノ官軍ノ出發ニ逢フ。即竹田街道正行院ニ着シ後四条小橋ノ有柄川抱邸ヘ宿換ラナス。先生在京中ハ、会計方及ヒ周旋方トシテ、機密ノ事務ヲ取レリ。當時周旋方ト称スルハ、各藩ヨリ材幹アルモノヲ選抜シテ、コレヲ上京セシメ、各藩有志ノ士ト交リ、天下ノ趨勢ト、各藩ノ動靜トヲ視察シテ、以テ一藩ノ世論響背ヲ定ムル、重要ナル職務ニ属スル事、恰今日ノ外交官ノ如キモノナリ。故ニ此時ニ當リテ、先生ハ武人ニシテ政事家タリシナリ。平和ノ外交官スラ、尚非常ノ注意ヲ要スルニ、動亂騒擾ノ世ニシテ、一步ヲ誤ラバ一藩ノ滅亡ヲ招グノ時ニ處ス。其困難想フベキナリ。然リトイヘモ、此

時ニ當リテハ、白刃相交ハルノ下ニ立ツノ危機アルト共ニ、祇園ノ花柳ニ胡蝶ノ夢ヲ買ヒ、四條ノ納涼ニ豪華ヲ競フノ酒落アリ。顧レバ先生畢生ノ最大快事、恐クハ此際ニアリシナラン。カクテ先生ハ、明治一己己年二月、京ヲ辞シテ國ニ帰レリ。時ニ年三十八歳ナリキ。同年三月八日閔宿藩ノ目付役ヲ命ぜラレ、是ヨリ全ク文官タリ。同年四月二十三日、奮国老杉山対軒ヲ四里八丁並塚ニ暗殺スルモノアリ。先生檢使トシテ出張シ、事ヲ處スル宜シキニ会フ。同年八月二十七日監察方并ニ刑法判司事ヲ兼ヌ。十二月十五日累遷シテ司民大属トナリ、翌明治二年庚午八月二十五日、司計大属トナル。然レモ先生闊達ニシテ細務ニ鞅掌スルヲ好マズ。薄書出納等ノ煩ヲ厭ヒ、請ヒテ、終ニ心流ノ劍術教授終ニ遷ル。時ニ同年十月十二日ナリ。先生又コレヨリ一意專心斯道に従事スルコトヲ得タリ。

幕末各藩は、佐幕派と勤王派の二派に分かれ、一藩の内でも二派が生まれ内乱紛争を起こす諸藩もあつた。閔宿藩では佐幕派家老奥原秀之助、同木村正右衛門、丹羽十郎右エ門諸士は藩主久世広文に仕え、脱藩し卍字隊を組織総勢二百人で上野寛永寺に入り彰義隊と共に忠義を尽くし奥原、丹羽の諸士は戦死。藩主以下主従は江戸深川邸から脱する。

一方勤王派の家老亀井清左エ門、用人杉本市郎右エ門、同浅井多内等は明治元年（一八六八）二月一日江戸上屋敷を発ち、伏見に至り東征軍と出会い京都大總督府有栖川宮邸に宿をとる。光政は、この時会計方並びに天下の趨勢と他藩の動静を視察し機密事項を扱う周旋方、今日の外交官にあたる役職であった。本職は動乱の世にして一步誤れば藩の滅亡と危機感を抱き明治二年二月職を辞し帰藩。同年三月八日藩の目付役となり、同年四月二十三日杉山對軒暗殺に関わる検使を勤める。同年八月二十七日監察方並びに刑法判事制に変わる。光政これらの官制の変革については好まず。専ら鏡心明智流剣術教授として従事することとなる。

トイヘモ、而モ其長技トスル処、却テ槍術ニアリト云フ。當テ久世候ノ供方タリシヤ、常ニ御道具タル槍ノ守護ヲ命セラレシハ、蓋コノ故ナリトゾ先生ハ、宝蔵院流槍術ニ於テハ、実ニ免許皆伝タリ。

先生ノ槍術ヲ修ムルノ始メハ、十二歳ノ時ニアリ。當時ハ毎日午後ヲ以テ、其課業ノ時間トセラレタリ其師ハ宝蔵院流ノ師範近藤勘兵衛先生ナリ。修行中尤モ頭角ヲアラハシタルノ故ヲ以テ、其師ヨリ褒詞ト将来ノ獎励トヲカキ贈レル。書簡今尚存セリ。十有四歳ニシテ、日録傳授並タリ。十八歳ニシテ、江戸在勤トナリシ後モ、劍術ト共ニ斯道ヲ修習シ、熟達ノ上、終ニ其師ノ後ヲ受ケ、免許皆伝ヲ得タリ。

幕末ノ時代ニ當リテ、幕府講武所ノ槍術師範トシテ有名ナリシハ高橋兼三郎氏（後泥舟ト云フ）ナリキ。久世侯講武所ニ於テ、屢氏ノ技術ヲ見ルニ精鍊及フベキモノナン。謂フニ我藩中第一流ノ槍術家ヲシテ、彼ニ向ハシメバ、其勝敗ノ数如何ト、逐ニ先生等數人ヲ撰ミ、高橋氏ノ許ニ遭シ、試合セシム。高橋氏ハ技術熟練ノ上ニ、其道具モ亦、當時ノ新工夫ニ出ルモノ多ク、先生等ノ道具ハ、皆舊式ニ属ス。為メニ僅ニ七分三分ノ勝敗ヲ以テ終リ、終ニ氏ノ名ヲシテ、一層高カラシメキトハ、先生ノ常ニ吾人ニ語ル所ナリ。

抑宝蔵院槍術ノ由来ヲ尋ヌルニ、南都興福寺宝蔵院ニ、覺禪坊胤栄ト云フモノアリシガ、桑門ノ身ナガラモ、時世ニツレテ兵法ヲ好ミ、坊中常ニ試合ノ音ヲ絶タズ。當時有名ノ劍客上泉伊勢守ニ從ヒ柳生但馬守等ト共ニ、神蔭流ノ劍法ヲ学ブ。後胤栄大に槍術ノ利アルヲ以テ、コレヲ学バントセシモ、寺中兵器ナシ。常ニ軒頭ニカクル所ノ、火ノ用心鎌ノ、櫻ノ柄ニ仕込アルヲ取テ、毎夜操縦ヲ試ミタリ。其後森大膳太夫忠政（或ハ云フ大膳太夫盛忠詳ナラズト）ニ從ヒ、素槍ヲ学ブ。胤栄謂ヘラク、他人ノ舊様ニノミ從フハ、之レ常人ノ為ノミ。苟モ武ヲ以テ其名ヲナサントスルモノ、何ゾ新ニ工夫スル所ナクシテ可ナランヤト。是ニ於テ春日ノ宝殿ニ入り、種種ノ宝劍ヲ見ルニ、中理之劍ト号スルモノアリ。其形ヲ取リテ凝思工夫シ、同宿ト共ニ修業スル三年ニシテ、遂ニ其奥秘ヲ發見ス。即鎌槍ノ法ナリ。戰國ノ世ノ習トシテ、兵法槍術ノ長ヲ取ルモノ、日ニ駿々タリ。故ニ宝蔵院ノ弟子トナルモノ甚多シ。中ニモ福島左衛門太夫ノ浪人猿屋六兵衛ト云フモノ、南都ニ住シ、宝蔵院ノ弟子トナリ、名聲甚高シ。本名中村市右衛門ト云フ。後越前一伯ノ臣トナル。

中村ノ弟子ニ、伊賀国白樺村ノ人高田又兵衛ト云フモノアリ。市右衛門南都ヲ去ル時、薦メテ宝蔵院ノ直弟トナシ、宝蔵院槍術ノ方ハ、同人ノ引受トナル。大阪御陣ノ前年十月胤榮遷化シ、宝蔵院ノ兵器奥秘残ラズ高田家ニ傳ハル。又兵衛二十一歳ノ時、南都ヨリ江戸ニ来り、石町ニ屋敷ヲ求メテ教授ス。

時ニ旗本ニハ久世三四郎（関宿侯同家）ヲ始メトシテ、弟子百二人ニ及ビ、大名ニハ久世大和守（関宿侯）ヲ始メ、國主城主ニ出入教授ス。殊ニ久世侯ハ特遇ヲ加ヘ、且候自鎧術ニ長シ宝蔵院流ノ形ヲ作ルニ至ル、宝蔵院槍術傳來之書ニ曰ク、

「表形ノ内ニ鎧より五個ハ大方大和守様御工夫被遊候を今以傳來仕来候様ニ承傳申候其外御工夫之御書付等は國元ニ残し置候云々。」

ト。以テ後世ノ諸侯ガ、優遊スルガ如クナラザリシヲ知ルベシ。候自勵精刻苦シテ秘蘊ヲ發明スルニ至ル見レバ、其臣トタルモノモ亦豈悠タルベケンヤ。コレ此流ノ関宿藩ニ傳來スル事ノ他ニ異ナル所以ナリ。同書ニ又曰ク、

「御家中高田弥五兵衛は他名の者に御座候處大和守様弥五兵衛槍筋勝手宜被思召候故臺之助（高田）弟分に被仰付御召仕被遊候段も承申候」

又久世三四郎方ニ関シテ同書ニ左ノ如ク記セリ。

「三四郎様御家中近藤縫殿助と申人中島舎人と申人有之候かと覺申候鎧ハ餘程能候由云々。」

或ハ鎧術ニ善キモノヲ召抱ヘ、或ハ臣下ニモ名人ヲ出ス等、両久世家ノ此術ニ力オ盡シシ事ヲ見ルベシ。又高田氏一家ノ、各藩候ニ仕フルヤ、久世候ノ盡力ニヨルモノ多キヨシハ、同書ニ詳シク記載セリ。且久世候ノ恩遇ヲ記シテ曰ク、

「久世様より挙領之熨斗目其外御時服等を今損候へ共所持仕罷在候たかのもの御紋ハ大切に仕候様に親申置候儀に御座候此度政吉様為召候儀冥加至極難有仕合奉存候何茂様所残無御座御取持と奉奉存候程御禮得不申上候御家

老様御用入様御禮難申盡御座候其上私家筋之儀迄御尋被下候儀古又兵衛祖父道漸亡父不肖斎泉トにても難有かり可申上奉存候」

ト。又以テ如何ニ高田家ガ其恩ニ感ズルノ深キカラズ。然レバ兵法ノ我邦ニ存セシヤ、亦久シト云フベシ。其術ノ秘蘊ヲ拳ゲテ、候ニ傳ヘシカラ想フベシ。関宿藩ニテ、宝蔵院流ヲ、御家流ト称スルハ、此由來アルヲ以テナリ。久世家ノ槍ヲ重ンズルハ此ノ如シ。

而ルニ常ニ先生ヲ以つて君候ノ御館ノ警固ヲナリサシメヲレシヲ見レバ、先生ノ槍術ニ於ケル技倆ヲ窺フニ足ルベシ。

光政の槍術は、宝蔵院流で十二歳の時より関宿藩宝蔵院の師範近藤勘兵衛より学ぶ。十四歳にして目録伝授。後江戸詰め中は剣術とともに免許皆伝を得る。幕末期は旗本後家人剣槍砲術講習所の講武所において、明治期の幕臣・槍術家高橋泥舟（一八三五—一九〇三）との試合においては光政等の槍具はみな旧式で七分三分の勝敗となる。

槍術宝蔵院流儀の由来は、流祖南都興福寺の子院宝蔵院院主胤榮である。当時の槍は寸法が全長九尺から一丈ほどで、穂の長さは剣で六、七寸、横刃（両鎌）が四、五寸ほど、そして四、五寸ほどの尖った石器を持つもので、これを流儀では十文字鎌と称した。穂に鎌がついていることから、穂先で突く以外には押しても引いても鎌で切ることができる。また鎌を楯として構えることができ、相手の槍を掛け落としたり、巻き落としもできる槍術であつて、流儀では鎌術であつた。

当院流は胤榮の門人の一人に中村市右衛門尚政をはじめ多くの門人をだしている。中村の愛弟子の伊賀国伊賀郡白樺村（三重県上野市）生まれ高田又兵衛（一五九〇—一六七一）は大坂夏の陣後は宝蔵院流の印可を受け、その後江戸で槍術を指南。関宿藩久世候の槍術は、高田家当主代々又兵衛より教授され宝蔵院流派を伝来する。

御家中高田弥五兵衛は、藩主久世広之より槍筋勝手方に召し出され、高田又兵衛の弟分に仰付けられる。また久世三四郎家中近藤縫助、中島舎人兩人共に槍術は勝れていた。指南役高田家に対して、久世候は報恩を以て、熨斗目並びに時服と冥加金を献上し、宝蔵院流をお家流と称した。

第六章 心流劍法ノ傳統ノ事及先生ノ鏡心流ヲ開ク事

抑我国三種ノ神器ニ、宝劍アルヲ見レバ、從テ其劍ヲ用井テ敲ヲ破自衛ルノ道モ亦存ゼザルベカラズ。然レバ兵法ノ我邦ニ存セシヤ、亦久シト云フベシ。但今日ニ於テ遼遠孝ヲベカラザル。後世武臣ノ家ハ、二弓馬ト共ニ此法ヲ修メシヤ明ナリ。降テ平相国清盛ニ至リテ、家ヲ武臣ニ興シ、一時ノ榮華

ヲ極メタリ。教盛曾テ山城国賀茂明神ニ參籠シ、兵法ノ書一巻ヲ得タリ。所謂陰流ノ秘書ナリト云フ。其書轉シテ遮那王ノ手ニ入り、鞍馬ノ奥ニ、秘藏ヲ極ムルノ資トナル。

遮那王ハ即源九郎義経コレナリ。九郎ガ兵法ニ精シカリシハ、世人ノ称揚ス

ルトコロナルト共ニ、亦其素アルヲ知ルベキナリ。後コノ書ヲ、奥州松島ノ

明神ニ納ム。其後コノ兵法久シク天下ニ弘マラザリシガ、塩釜ノ住人左馬頭

藤原勝景ト云フ者、勝景流ト号シテ、コレヲ天下ニ弘ム。後又コレヲ奥州ノ

虚空藏ニ納ム。時去テ会津入道ト云フモノ、是ヲ会津流ト号シテ弘ク世ニ教

授ス。後常陸國鹿島ノ人塚原ト博、大和國柳生村ノ人柳生但馬守等ノ師タル、

上泉伊勢守ト云フモノ、上野ニ起り、真陰流ト号シ諸国ニ教授ス。織田信長

モ亦其傳ヲ受ク。柳生氏後ニ一流ヲ創シ、柳生流ト号ス。同姓五郎右衛門コ

レヲ土屋将監ニ傳フ。將監奥州修業ノ時、奥州岩城ニテ遠藤内膳ニ傳フ。内

膳更ニ諸流ヲ考按シ、別傳流ノ一派ヲ開ク。小野河内入道々白、コノ傳ヲ得、

コレヲ鍛錬シテ、別ニ心流ヲ開キ、朝比奈武右衛門一傳斎ニ傳フ。一傳斎コ

レヲ小野三十郎清定ニ傳フ。清定コレヲ中田玄齋正森ニ傳フ。正森ヨリ中田

與右衛門正昭、中田恵休令徳ヲ経テ、荒木又八ニ傳フ。先生荒木翁ノ後ヲ受

ケ、関宿藩侯ノ師範トナル。実ニ明治三年十月十一日ナリ。先生謂ヘラク、心

流ハ古人精研ノ粹ニ成ルヲ以テ、其心法ヲ取り、更ニ桃井氏ノ鏡新明智流、千

葉氏ノ北辰一刀流等ノ技術ヲ用井バ、正ニ當世ノ實地ニ適スルモノヲ得ベシ

ト、考究終ニ成リテ、之ヲ鏡心流ト云フ。心ハ明鏡ノ疊リナキガ如クナルベ

シ疊リナクバ敵ノ心ニ起レル所、皆コレニ照映スベシ。自心ニ思念スル所ア

リテ、心ノ鏡ヲ疊ラシムルキハ、他ノ心ニ起レル一念ハ來リテ照映セザルベ

シ。心ヲ以テ鏡トナスベク、鏡ヲ以テ心トナスベシ。コレ鏡心流ノ鏡心流タ

ル所以ナリ。

此流成リテ後、先生近隣諸藩ニ出テ、試合ヲ為スニ、亦敢テ抗スルモノナク、

曾テ他藩ニ厭セラレシノ恥ヲ雪ギ、終ニ先生ノ宿志ヲ成セリ。

爾来先生ノ各所ニ教授スルハ、即此劍法ナリ。先生ハ槍剣ノ二術最顯ハルト

イヘモ、其他弓術及馬術ノ如キ、西洋式練兵ノ如キ、西洋式砲術ノ如キ、皆

修習セシ所タリ。西洋式砲術ハ、當時百石ヲ以テ関宿藩ニ聘セラレタル田口

修平ニ從ヒ、安政二年六月ヨリ修業シ幕入免許ヲ受ク。又万延元年正月ヨリ、

心當水流ノ師範平井覺右衛門ニ從ヒ、柔術ヲ修業セリ。故ニ先生ノ武術ニ於ケル、殆窺ハザル所ナシトイフベシ。先生此等修得セル諸術ノ力ヲ総合シテ鏡心流ヲ開クニ至レルモノニシテ、単ニ槍劍ノ修業ニノミヨリテ、一流ノ祖タルニ至リシニハアラザルナリ。

そもそも我が國の劍術の流儀は、源義経の兵法書を奥州松島明神に納めし、後藤原勝景によつて勝景流さらに会津入道によつて会津流と号し広く天下に広める。

後に、上泉信綱は、広く諸流の兵法を修業し新当流新影流を開いた。後世陰流とも書かれている。信綱の高弟柳生宗嚴は優れた新影流の承継者であり、柳生新影流と号した。

新当流の鹿島の塚原ト傳も新影流義とともに諸国を教授する。別の流派としては浅山一傳流が小野三十郎清定に伝え、これを関宿藩士中田玄齋正森、譽右衛門正昭、恵休を経て同藩荒木又八の後を光政が受けて、明治三年（一八七〇）十二月十二日関宿藩校師範となる。師範時代は、鏡心明智流並びに北辰一刀流などの武芸を奨励し、他藩とも交流試合に努めた。さらに関宿藩は、槍剣術の他に弓術、馬術そして西洋流砲術を取り入れた。当時西洋流砲術は、百石を以て田口俊平を招請し安政二年（一八五五）六月より光政修業。また柔術では、心當水流師範平井覺右衛門に従い万延元年（一八六〇）正月より修了する。

第七章 維新後ノ事

漲り渡レル東臺ノ雲ハ忽消工テ明日高ク梢ノ露ヲ照シ。降リシキレル会城ノ雨ハ、漸ク晴レテ朝曦眩ク錦ノ御旗ニ映シ。茲ニ維新ノ天地ハ、開カレヌ。其後明治四年、廢藩置県トナリ、家禄奉還トナリ、封建ノ制度一時ニ瓦崩シ、西洋新奇ノ事物、潮ノ如ク横流シ来リ、天下ノ人心ハ動搖定マラズ。古来ノ好習慣モ奮幣ト称ヘテ打破セラレ。國家ニ不適合ノ學問事業モ、文明開化ノ制度風俗ト称ヘテ採用セラレ、或ハ農民ノ子弟高家ノ子息ハ、急ニ袴ヲ穿チテ街上ニ書ヲ挾ムト共ニ、士族ノ土着シテ農トナルモノアリ。公債証書ヲ売却シテ、倅ニ商業ニ從事スルモノアリ。社会ノ秩序モ組織モ何モ彼モ、一時ニ

大変動ヲ来タシ、一事ノ奮態ヲ存スルモノナカリキ。此際ニ當リテ、武術豈獨り能ク命脉ヲ全クスルヲ得ンヤ。弓馬槍剣ノ諸術モ亦、武士ノ常職ヲ失ヒ、廢刀令ノ出ツルト共ニ、哀願ヲ來シ、終ニハコレヲ顧ミルモノモナキニ至レリ。世態ノ変スルニ當リテハ、コレ等ノ事ハ、常ニ免ルベカラザルノ數ニシテ、敢テ一人一個ノ力、ヨクコレニ抗スペキニアラズ。先生モ亦剣ヲ売リテ損壊ヲ蓄フノ止ムヲ得ザルニ至リ、或ハ牙籌ヲ取リテ商估ノ間ニ交リ、損失ヲ蒙リテ笑柄ヲ後日ニ貽スノ奇談モ亦コレアリキ。然レモコレ等ノ事業ハ固先生ノ得意トスル時ニアラザリケレバ、明治十二年ノ冬十一月、居ヲ境町ニ移セシヨリハ、最ニ文筆ヲ以テ世ヲ送ルノ業トハナセリ。然ルニ社会ハ何時マデモ當モ変動騒擾ノ社會ニアラズ。新奇ノ取ルベキハ取り奮物ノ守ルベキハ守ルノ考ヲ、漸世人ノ心裡ニ起シ来リシ其様ハ、恰濃尾ノ大震災ノ後ニ復奮工事ヲ要スル如キノ觀アリ。剣道ノ如キモ、本邦固有ノ好技術トシテ、大ニ復興ノ運ニ、達シ、各所ニ擊劍会起リテ、再世人ノ注意ヲ惹クニ至リ、先生ノ大ニ特技ヲ示スノ機ニ到達シタリ。先生コノ技ヲ以テ、一ノ興行物トシテ、人ニ示スノ不可ナルヲ知ルト雖モ、斯ノ道ヲ復興スルノ一方使トシテハ、止ムヲ得ザルノ手段ナリトシテ、其社會ニ入りテ、各所ヲ漫遊セリ。此時ハ先生ノ技術心法、共ニ進歩ニ進歩ヲ加ヘ、年齢モ亦恰當ノ度ニ達シタルノ日本ナルヲ以テ閔左ニ其技ヲ争フモノハ、實ニ僅々タル數人ノミナリシトダ。明治十三年ノ頃ナリキ、柄木ニ存武社ノ設立ナリテ、閔左ノ名士數人ヲ聘ス。先生其聘ニ應シテ同社ノ教授トナル。當時同僚タリシモノ、斎藤熊彦（今宮内省舎人）藤田高綱、山田敏政等ナリ。

省二従事ス。

先生ノ後進ニ教フルヤ、敢テ他ノ、或劍客ノ如クハ秘傳ト称シテコレヲ秘セズ。進歩ノ度ニ應シテ諒々誨告シ包テコレヲ藏セズ。或ハ奇々怪力ノ術ヲ談シテ、人ヲ籠給スルガ如キハ、先生ノ尤嫌フ處ニシテ、專正理ニヨリヲ、技術心法ノ鍛錬進歩ヲ促ス。剣ヲ取テハ虛偽ヲ戒メ実ニ正ニ確ニト教フ先生ハ自大技ニシテ人ニ教フルニモ大技ナラシム。切ラバ確ニ切り落スヲ以テ目的トスルニアリ。突カバ當ニ突キ透スヲ以テ目的トスルニアリ。故ニ近来ノ剣

客ト大ニ其趣キヲ異ニシ、外見ニ拘泥セズシテ、精神ト技術トニ、大ニ勇壮活潑ノ風ヲ養ハシムルヲ以テ目的トセリ。

先生音吐朗々洪鐘ノ如ク、肌□脂澤ヲ帶ビテ少年ニ似タリ。筋骨剛強ニシテ老イテ益健ナリ。ノ進退転変自由怡壯者ハ如ク、他ノ劍客ノ殊更ニ老成ヲ粧フガ如キニアラズ。ノ異光ヲ眼中一種含ミ烟々トシテ人ヲ射ルモ敢テ人ヲシテ畏懼セシムルノ猛威ヲ示サズ。好ンデ人ト談笑スルニ、婦人女子幼兒孩童ト難亦ヨク昵ミ親シム。一旦面小手ヲ着テ立ツトキハ五尺八寸ノ身ノ丈ケ一二貫五百匁ノ體重威風堂漂トシテ犯スペカラズ。其氣ノツルトコロ号呼一聲霹靂ノ耳ヲ劈クガ如シ、其靜ナル事林ノ如ク其疾キ事風ノ如シトハソレ先生ノ謂カ。

維新期は、「封建」から「郡県」に移行し廢藩置県断行。旧幕臣は解体され、禄制改革によつて家禄は処分または削減多くの者は帰農や商業に転進の身となつた。

光政は、明治十二年（一八七九）十一月居を境町に移し文筆を以て世を送る。同十八年（一八八五）十二月には演武館を創立し爾來其の館主として大いに力を尽くし専ら後輩の育成に努める。この間、明治十三年（一八八〇）柄木に存武社を創立。當時同僚の斎藤熊彦、藤田高綱、山田敏政などの名士を招き教授する。

荒尾先生墓碑について



「荒尾先生墓碑（吉祥院）」

「読み下し」

才は文武を兼ね身に徳望有り、且つ一派の剣道⁽¹⁾を創め努めて実用に供する者蓋⁽²⁾し関宿藩士荒尾先生然り為り。頃者⁽³⁾及門の徒⁽⁴⁾將に墓上の石を建てんとし、状を以て余に文を属む。余状に據りて其の概を叙す。

曰く先生の諱⁽⁵⁾は光政、幼字は次郎、更に肅、別に柳傍軒と号す。

妣⁽⁶⁾は大野氏、其の系は荒尾四郎左衛門に出づ。故有りて大坪氏を称す。

寛永中、久右衛門君関宿侯に仕えて禄二百石を食む。六世の孫諱正邦君奥家老と為る。能書を以て聞ゆ、先生は其の第二子となり。安政中槍剣を善くするを以て別に百石を賜わり、扈從役⁽⁷⁾に擢⁽⁸⁾でられ旧氏を復す。幼にして顕悟⁽⁹⁾、學を嗜み書を能くし、少壯にして剣を荒木又八に受け、槍を近藤勘兵衛に学び頗る得る所あり、転じて道具番槍守護となり、明治の初め会計方に遷り、周施方と為る。翌年目附役に進み刑法司事を兼ぬ。累遷して司民・司計大属となり、後剣術教授と為る。慶應の季、先生藩老龜井某に従い京師に至る。諸志士と交り其の形勢を察して藩論の帰響⁽¹⁰⁾を定む。遂に能く藩士をして順逆⁽¹¹⁾を誤らざらしむるは實に先生の斡旋に由る。亦以て其の徳望有るを知るに足る也。

初め先生東都に在りて千葉桃井⁽¹²⁾の門に遊ぶ勤修砥砺⁽¹³⁾して其の蘊奥⁽¹⁴⁾を究め新に鏡心流⁽¹⁵⁾を創る。其の意は鏡を以て心と為す。明鏡の万物を照すが如しを取る。鏡心流の名闇境⁽¹⁶⁾に噪し其の他弓馬砲槍の如き、兵学の類皆其の要義に通じ長短を取舍して以て之を鏡心流中に収む。云々人と為り、容貌魁偉⁽¹⁷⁾音吐朗然⁽¹⁸⁾炯眼⁽¹⁹⁾人を射る。威儀⁽²⁰⁾豪莊⁽²¹⁾犯すべからざると雖も人に接するに誠以てし言笑は晏晏⁽²²⁾として能く人の歓心を得る。故を以て從学者甚だ多し、其の生は天保三年十月十二日を以てし、年を得て七十二に而明治三十六年五月六日を以て没す。境町吉祥院内に葬らる。配⁽²³⁾は河口氏三男二女を生む。長子鑑也、見を嗣いで岩手県に在り、武徳全支部剣術教師と為る。次は先沒す。次は家に在り、長女は鈴木歌吉に適ぐ、次は大川多喜蔵に適ぐ皆家声を墜さず。

水戸 佐々木□撰 北條時雨書

| 【註記】 | | 建碑寄付者 | |
|-----------------------------|--------------------------|--------|--------|
| 10 | 〔1〕 勤修砥砺 ⁽¹³⁾ | 高杉 吉郎 | 荒井 千代藏 |
| 9 | 〔2〕 一派の剣道 ⁽¹⁾ | 小澤 一郎 | 古矢 英一郎 |
| 8 | 〔3〕 関宿侯 | 稻葉 賢介 | 木村 又一郎 |
| 7 | 〔4〕 義母 | 野口 喜多治 | 木村 伊八 |
| 6 | 〔5〕 妻 | 渡邊 傳次 | 中川 大俊 |
| 5 | 〔6〕 久右衛門 | 染谷 安藏 | 吉岡 平作 |
| 4 | 〔7〕 払從役 | 田中 英雄 | 木村 古矢 |
| 3 | 〔8〕 旧氏を復す | 堀 執 | 伊八 |
| 2 | 〔9〕 久右衛門 | 横島 森 | 英一郎 |
| 1 | 〔10〕 墓 | 田島 石島 | 千代藏 |
| 主唱者 | | 古矢 文八郎 | |
| 方向 | | 稻葉 嶽三郎 | 稻葉 善吉 |
| 10 〔1〕 一派の剣道 ⁽¹⁾ | | 今村 四七郎 | |
| 9 〔2〕 鏡心流を創る。 | | 木村 間中 | |
| 8 〔3〕 君主のおとも | | 小堀 稔五郎 | |
| 7 〔4〕 ちかごろ | | 木村 繁次郎 | |
| 6 〔5〕 門下の人 | | 神坂 寶田 | |
| 5 〔6〕 おととよ | | 飯田 節 | |
| 4 〔7〕 おととよ | | 間中 間中 | |
| 3 〔8〕 おととよ | | 石島 伊之吉 | |
| 2 〔9〕 おととよ | | 森 武治 | |
| 1 〔10〕 おととよ | | 堀 久馬 | |
| 〔11〕 おととよ | | 飯田 泰次郎 | |
| 〔12〕 おととよ | | 石島 久馬 | |
| 〔13〕 おととよ | | 飯田 正成 | |
| 〔14〕 おととよ | | 石島 伊之吉 | |
| 〔15〕 おととよ | | 森 武治 | |
| 〔16〕 おととよ | | 堀 久馬 | |
| 〔17〕 おととよ | | 飯田 泰次郎 | |
| 〔18〕 おととよ | | 石島 伊之吉 | |
| 〔19〕 おととよ | | 森 武治 | |
| 〔20〕 おととよ | | 堀 久馬 | |
| 〔21〕 おととよ | | 飯田 泰次郎 | |
| 〔22〕 おととよ | | 石島 伊之吉 | |
| 〔23〕 おととよ | | 森 武治 | |

(11) 千葉

北辰一刀流の次男千葉栄次郎（玄武館）
当時江戸で若手の第一人者

(12) 桃井

鏡新明智流の桃井春蔵（土学館）。技は千葉、位
は桃井と称された。

(13) 勤修砥砺（じんじゅうていり）

藩の流儀心流と鏡新明智流及び北辰一刀流を合
せて新しく創る。

(14) 鏡心流

修業に勤め励み上達する。

(15) 閻鏡

容姿が人並みすぐれて大きく立派なこと
声が大きく明らかさま

(16) 容貌魁偉

音吐朗然
もの云え笑が柔軟なさま

(17) 音吐朗然

言笑は晏々
入門者

(18) 言笑は晏々

従学者
妻

(19) 従学者

配
けんしき、志を嗣ぐ

(20) 配

見を嗣ぐ
けんしき、志を嗣ぐ

おわりに

関宿藩の幕末期剣術士荒尾光政という人物は、近在でも全く無名に近い存在であり、影印「猿島郷土大観」に事蹟が紹介されているのみであった。今回、古河市中央町 服部徹也氏より史料の提供を受け、原文の所載は常用漢字とし、各章については参考文献を用い註釈し読み下しをおこなつた。また、菩提寺である吉祥院を訪ねて「荒尾先生墓碑」の読み下しは、服部氏の稿を引用した。

服部氏には、多大なるご教示をいただきましたこと、ここに謝意を表する。

【参考文献】

『国史大辞典』（一九九五）吉川弘文館

『歴史と旅』（一九八三、十一、二）秋田書店

（なかむら・まさみ 当館客員研究員）